

別表第1（第2条関係）

工事区分	補助対象経費
木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等
内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等
外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等
塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等
左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等
給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等
電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等
エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等
省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）
外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定除草等の植栽工事（住宅本体の改修と合わせて行うものに限る。）